

## 【ABC 消費者情報 Vol. 19】

## ■排水管清掃等の点検商法にご注意

最近鹿児島市内で、高齢者から、排水管の清掃や床下補強工事に関する契約の相談が、多く寄せられています。数十万円の工事契約を締結した後で不要と気づいたり、別居している子供さんから相談を受ける事例もあります。

## ■相談事例

○排水管清掃をすると業者が来て依頼したら、床下の点検もした。カビが発生していると言われ、床下換気扇と床下補強工事等で50万円以上の契約をしていた。高額なので解約したい。

○高齢の母親宅に業者が訪問してきて排水管洗浄をし、2万円支払った。その後床下を点検し、地震が来たら床が崩れ落ちると怖がらせ、工事をして帰った。どうしたらよいか。

○高齢で認知症気味の叔母宅に、床下点検に来たといって業者が訪れ、工事をしたらしい。どうしたらよいか。

## ■アドバイス

訪問販売では、契約書を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフできます。また、8日を過ぎても解決できる可能性があります。

困ったときや不安に思ったら、工事や支払いが終わっていても、消費生活センターにご相談下さい。

高齢者は、悪質商法に気づかなかつたり、被害にあっても相談しないことがあります。また、高齢者のみの世帯が増えており、別居している子供さんや地域の方から情報提供がある場合もあります。行政と地域が一体となって見守り機能を高めることも高齢者の被害防止のためには大切です。

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611